

# 一般社団法人 愛媛県臨床検査技師会 災害時支援対策マニュアル

〔 第1版／平成28年10月20日〕

## 目次

1. 愛媛県臨床検査技師会の災害時に対する考え方	3
2. 愛媛県地域災害医療対策会議への参画	3
3. 愛媛県臨床検査技師会災害対策本部の設置	3
4. 災害支援活動の組織体制	4
5. 災害支援活動の内容	7
6. 災害支援活動の終息から撤退	9
7. 災害地への検査薬供給体制	10
8. 災害支援における行政・他職種との協定体制	10
9. その他〔災害時の組織体制の開始と見直しについて〕	10
付表1. 愛媛臨床検査技師会災害対策〈細菌・ウイルス迅速検査〉	
付表2. 愛媛臨床検査技師会災害対策〈検査機器〉	
付表3. 災害対策事業参加者名簿・連絡票	

## 1. 愛媛県臨床検査技師会の災害時に対する考え方

災害とは・地震・水害・台風・大規模火災などの自然災害をいう。

一般社団法人愛媛県臨床検査技師会（以下、愛臨技：あいりんぎ）は、愛媛県に影響を及ぼす大規模災害時には、愛媛県災害対策本部の指示、または、災害拠点施設の施設長などの指示に従い災害支援活動を行うことを基本とする。

よって、技師会単独での支援活動は行わない。

ただし、愛臨技会員の生命や安否に関わる災害があり、会員と家族の安否確認、被災地の検査状況を把握することが必要と認める場合は、災害対策本部を置き連絡体制を構築しておくこととする。

災害支援活動の主たる活動は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の災害支援対策に準じ、■災害地域支援に関する業務。■被災地の検査室の復旧や検査実施の検査支援業務。■検査機器や試薬などの物資支援。を基本とする。

## 2. 愛媛県地域災害医療対策会議への参画

2016年9月現在、愛媛県地域災害対策会議へは招集がないので参画していない。

今後の参画に対しては、愛媛県より対策会議からの招請があれば対応することとする。

## 3. 愛媛県臨床検査技師会災害対策本部の設置

愛臨技では、当県において甚大なる災害が発生した場合は、被災状況や会員からの要望を契機として、常務理事会によって災害対策本部の設置の必要性を検討する。常務理事全員との連絡が取れない場合は、連絡のとれる者が判断し決定する。

検討の結果、災害対策本部の設置が必要であると判断した場合は、別に定める災害対策本部の設置マニュアルに沿って【愛臨技災害対策本部】を迅速に設置する。

また、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下、日臨技）に連絡し、その後の対応策を協議し、必要と判断した場合は日臨技と当会と共同で、直ちに【日臨技・愛臨技合同災害対策本部】を設置する準備を行い、然るべき施設に【日臨技・愛臨技災害対策本部】を設置する。

さらに、日臨技と被災地の連絡体制の確保のため、日臨技支援対策マニュアルに基づき【被災地災害支援室】が被災地支部内に設置される。



但し、愛臨技災害対策本部の設置にあたっては、役員や役員の家族その他関係者に被害が及んでいる場合は、当災害対策本部への参加は必要なく、本人や家族、関係者への人命救助を優先すること。

#### 4. 災害支援活動の組織体制

##### 1) 災害対策本部の設置

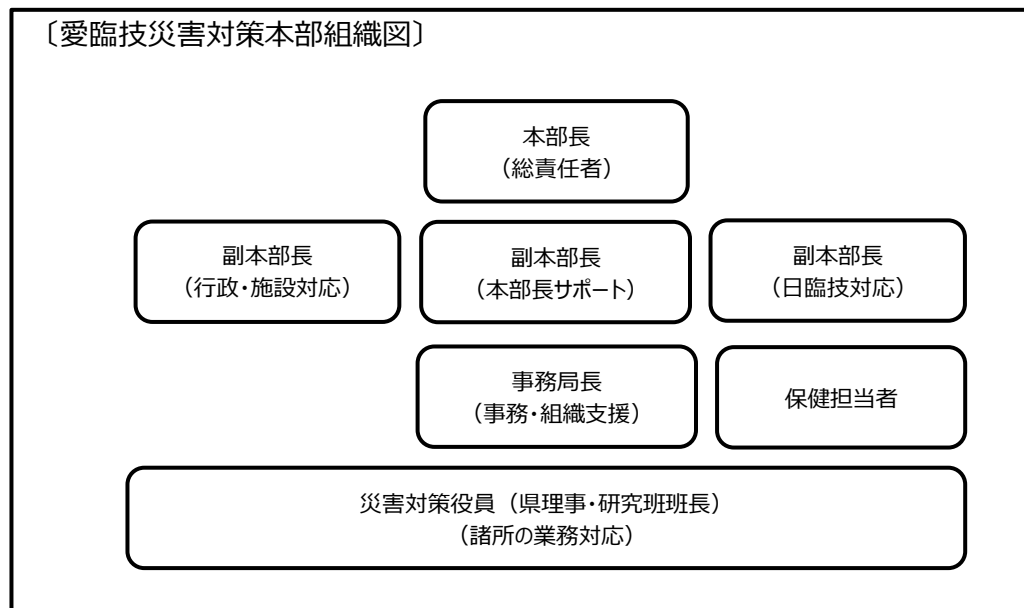
災害が発生したら、直ちに災害対策本部の設置の必要性を検討し、然るべき施設に愛臨技災害対策本部を設置する。

- ① 対策本部の主たる設置場所は、愛媛県立中央病院もしくはその周辺地域の施設が望ましい。
- ② 対策本部の設置に関しては、愛媛県臨床検査技師会と主たる設置場所とで事前に申入れを行い、可能ならば取り決めをしておくことが望ましい。
- ③ 主たる施設の使用が困難な場合を考慮し、補間する災害対策本部として、次の対象施設を選定しておくことが望ましい。
- ④ 災害の状況等により災害対策本部が他地域でなければならない場合は、愛媛県災害対策本部等の指示に従う。

##### 2) 災害対策本部には以下の職務者（災害対策本部役員）を置く。

- 本部長                      会長

- 副本部長 副会長より1名
- 行政・施設対応 副会長より1名
- 日臨技対応 副会長より1名
- 事務局長 事務局長
- 災害対策理事 全理事
- 保健担当者 理事より1名
- 会計・備品担当者 理事より1名



### 3) 職務者の役割

- ① 《本部長》は、組織を統括し対策会議を招集する。
- ② 《副本部長》は、災害施設と県内他団体との情報をまとめ、本部長をサポートする。
- ③ 《行政・施設対応副本部長》は、県内各医療機関、愛媛県関係部局や市町村窓口への対応を行う。
- ④ 《日臨技対応副本部長》は、日臨技や他県技師会への情報提供、共同業務に調整を行う。マスクミの対策を行う。
- ⑤ 《事務局長》は、上記を掌握し、全ての事務作業と組織支援体制を随時計画する。  
また、連絡網における電話番号、SNSなどを記載管理し、どこでも直ぐに連絡がとれるようにしておくこと。

⑥ 《災害対策理事》は、災害対策本部において、各責任者の指示に従い、以下の諸所の業務について状況によっていかなる業務も協力しながら行うこととする。

- ・支援参加者名簿（連絡先名簿）の記載
- ・派遣地リストと所在の確認を半日置きに行う。
- ・災害地の検査室情報の把握
- ・物品担当（使用物品、購入物品、持ち込み物品の把握）
- ・会計担当の補助
- ・連絡機器、PC 管理
- ・飲料、食事担当
- ・移動用車、バイク、自転車調達
- ・寒暖対策、休憩場所などの確保
- ・衣類や下着や生活環境用品の確保

⑦ 《保健担当者》は、対策担当者が疲弊する場合を想定し、1名指名し、災害担当者の疲労と苦悩の観察を業務とし、疲弊者には離職休憩を促すこととする。

⑧ 《会計・備品担当者》は、当会からの備品の供給、購入や支出に関する会計などを担当し、災害が沈静し対策本部を撤収したのち、会計処理などができるようにしておくこと。

#### 4) 災害対策本部の運用

##### ① 災害状況の把握

- 各該当施設からの連絡、または、該当市町村施設への連絡を行い災害の状況を把握し職務者で共有する。
- 得た情報より災害支援計画を策定する。

##### ② 災害対策本部設置会議

- 会長は災害対策本部の設置を検討する電話もしくはメールを常務理事に行う。
- メールの使用が困難な場合は電話を使用する。全員への連絡が困難な場合でも会長、副会長、事務局長が被災・受傷していなければ5名で同意は得るものとする。
- 災害対策本部の設置が決定したら、各地区長を通じて県役員（各県理事・日臨技部門員にその旨を伝達する。
- 災害対策本部の設置が決定したら、県内の会員に対し愛臨技ホームページと各地区の連絡網を用いて伝達する。

##### ③ 災害時連絡体制

- 携帯電話とメールにより連絡をする。そのほかに SNS なども活用する。
- 携帯電話は個人用を使用し、メールアドレスも個人用を使用する。
- 災害対策用 PC は愛臨技用 PC を使用し、設置台数は必要に応じて調達する。

- 災害時の公的使用に際するものも、通話料や使用料に対しては、基本的に技師会より補填はできないことを了承すること。

④ 災害時支援要請連絡チャートについて

- 災害支援活動における連絡シートは日臨技のものを使用する。  
(支部長記入用、各都道府県記入用)
- 日臨技との合同対策本部となった場合は、日臨技組織図を上位に置き、災害対策フローについても日臨技に準じ運用を行うこととする。

## 5. 災害支援活動の内容

### 1) 災害支援項目

#### ① 人的支援

- 災害地への人命救助の人的支援

#### ② 検査支援

- 被災地での臨時検査室での検査業務の支援。
- 被災地での POCT 機器の運用と操作人員の人的支援
- 被災地からの検体検査依頼分の検査体制の支援
- 被災地での DVT 検診の支援
- 検査に必要な物資の搬送に関わる支援

### 2) 災害支援の具体的内容

#### ① 人的支援

- 被災地への人命救助の人的支援

当会からスタッフを派遣し、生命にかかわる医療救護体制の中で、愛媛県災害対策本部や各技師が所属する施設の指示に従い活動を行うことを指す。

愛媛県災害対策本部などの指示がなければ、当会が組織的に主導して人命救助等の人的支援の指示は行わない。

ただし、身の周りに被災地域や被災当事者がいる場合は、愛臨技技師が個々の判断で連絡を取り合い、人命救助を行うことはその限りではない。

#### ② 検査支援

- 被災地での臨時検査室での検査業務の支援

被災地において検査業務の設置を要請された場合は、当会はスタッフを派遣し、検査機器の設置をし、検査体制を整える準備をしておく必要がある。

そこで、東日本大震災の事例を参考として、被災地で必要であった検査項目と、それを測定する検査機器について例示する。

●災害現場での診療前検査の参考表（主な検査項目について）（付表参照）

生化学検査： Na、k、Cl、BUN、Cr、CPK、Glu、トロポニン T  
 凝固系： D-ダイマー、PT(PT-INR)  
 血液ガス分析： ガス分析、SPO2  
 血液検査： CBC、白血球分類  
 尿検査： 尿定性

ウイルス・細菌検査： A 群溶連菌、RSV、マイコプラズマ  
 レジオネラ肺炎、肺炎球菌、  
 アデノウイルス、ノロウイルス、ロタウイルス  
 インフルエンザ  
 生理検査： 心電図、心エコー、腹部エコー、血管エコー

●被災地での POCT 対応機器の運用と操作人員的支援の参考表（付表参照）

生化学検査	： i-STAT CHEM8(全血)	アボットジャパン(株)
	NX500(血漿・血清)	富士フィルムメディカル(株)
遠心機	： テーブルトップ遠心機	久保田商事(株)
血糖	： グルテスト Neo(全血)	(株)三和化学研究所
心筋マーカー	： コバスh232(全血)	ロシュ・ダイアグノスティックス(株)
PT(PT-INR)	： コアグチェック XS(全血)	エーディア(株)
血液ガス	： ABL80 (全血)	ラジオメーター(株)
SPO2	： 携帯型パルスオキシメータ	フクダ電子(株)など
CBC(白血球分類可)	： XS-500i(全血)	シスメックス(株)
尿定性	： ウロペーパーⅢ栄研 など	栄研化学(株)など
ウイルス・細菌検査	： A 群溶連菌	タウンズなど
	RSV	タウンズなど
	レジオネラ肺炎	栄研化学など
	肺炎球菌	栄研化学など
	マイコプラズマ	タウンズなど
	アデノウイルス	タウンズなど
	ノロウイルス	デンカ生研など
	ロタウイルス	積水メディカルなど
	インフルエンザ	タウンズなど
心電図	： 携帯型心電計	フクダ電子(株)(単3電池)
	ポータブル心電計	フクダ電子(株)日本光電
超音波検査	： Viamo(東芝メディカル)iViz(富士フィルム)	
	M-Turbo(富士 フィルム)Vscan(GE ヘルスケア・ジャパン)	
	(心臓・腹部・血管全て対応可能)	

※注意：これらの検査項目と使用機器や使用キット、その他の附属品も含め目安



として記載しており、これをそのまま使用するものではない。また随時見直しを行っていく。

●被災地からの検体検査依頼分の検査体制の支援

- ・被災地の検査室が稼働できない場合、その地域から検体検査の血液や尿、便痰などが送られ、その近隣の施設において検査を行う場合が想定される。
- ・その場合は、愛媛県災害対策本部や各施設の管理者によって指示が行われることが想定されるのでそれに従うこと。
- ・ただし、当会对しその協力依頼や指示があった場合は、被災地での検体採取および近隣の検査施行施設に対しての窓口を設け、検査における諸所の問題につき解決する提案と人的協力を行うものとする。
- ・具体的な運用については、その都度に被災現場と近隣検査施行施設の検査責任者との話し合いによって決定していく。

●災害地での DVT 検診の支援

(熊本大震災時の熊本市で D V T 検診の事例を参考として検討)

- ・災害対策本部より D V T 検診の依頼がある。これは当会对策本部への依頼が、日本臨床衛生検査技師会での活動となる。その場合、全国から検診検査施行が可能な臨床検査技師が「J」招集され、組織的な運用を行うこととなる。
- ・運用は日本臨床衛生検査技師会との協働であり、組織運用の主導は日本臨床衛生検査技師会に委ねることが想定される。当会においては愛媛県総合対策本部や各市町村対策本部等との連絡体制を構築し維持していくことが必要である。

## 6. 災害の終息における支援活動の撤退について

- 1) 災害亜急性期(災害発生1週間～1か月)に関しては、行政や各医療団体、所属施設などの指示に従い、支援活動を行いう。また災害慢性期に向けた対応に徐々に切り替えて対応を協議し、災害の終息に応じて支援事業の縮小化を進め、最終的な撤退に向けた準備を行っていく。
- 2) ほぼ災害が終息し、対策本部の必要性が無くなり解散する場合は災害対策本部解散宣言を行い会員や必要な組織に対し周知しておくこと。また、解散後は愛臨技理事会において【災害対策処理会議】を速やかに行い、一連の活動経過をまとめ、必要な会計処理を行い、会員に対して報告を行うこととする。

## 7. 災害地への検査薬供給体制

- 1) 2016年9月現在、愛媛県庁との話し合いで災害地へ向けた臨床検査試薬の配送に関する、当会との協定は締結されていない。

## 8. 災害支援における行政・他職種との協定体制

### 1) 愛媛県との協定

- ① **▲未締結【災害時の医療救護に関する協定】**（医療対策課）
- ② **▲未締結【災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定】**（薬務衛生課）

※ ②の協定書締結に関連する協定【災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定】

※ 上記の協定については平成27年に薬務衛生課、医療対策課で説明と意見交換を行った。その結果、愛媛県臨床検査技師会での災害時対応について取りまとめたものを提出し、再度検討を行っていくこととなった。愛媛県医療対策課・薬務課への提出は平成28年内とする。

### 2) 上記各協定に対する愛媛県臨床検査技師会の基本的な考え方

- ① 【災害時の医療救護に関する協定】
  - 災害時において医療救護として臨床検査技師（会）として取り組むべき要望は特にない。よって今後の医療情勢の中で検査技師会に対しての要望・要請があった場合は検討し対応する。
- ② 【災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定】
  - この【災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定】は、現在、愛媛県医薬品卸業協会が愛媛県と協定書を結んでおり、愛媛県ではここが検査試薬も供給できるものとの見解がある。そのため改めて②の【災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定】を結ぶ必要があるかどうかは供給品の内容による。つまり、被災地に設置する検査機器において供給品が【災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定】にある業者、からのみ納入が不可能な場合は必要になるものと考える。

## 9. その他、〔災害時の組織体制の開始と見直しについて〕

- 1) この組織体制は平成28年12月の定例理事会の決議・採択によって運用を開始する。
- 2) この組織体制の内容は、1年に一回は見直しを行い、時代や社会事情に沿って、対策の運用や機器の選択対応などについて、常に最新必要な事項の追加を行っていくことが望ましい。

作成日 平成 28 年 10 月 20 日

第一版作成者：一般社団法人 愛媛県臨床検査技師会

災害対策ワーキンググループ

会 長 高村 好実

副会長 森 いづみ

承認 愛媛県技師会理事会 代表

副会長 赤尾 智弘

作成	承認

以上